

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年1月4日

千歳市長 山口 幸太郎



記

1 都市計画の種類

千歳恵庭圏都市計画地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

名称 根志越第2地区地区計画、サイエンスパーク地区地区計画、北信濃地区地区計画、美々地区地区計画、根志越第3地区地区計画、オフィス・アルカディア地区地区計画、勇舞地区地区計画、みどり台地区地区計画、臨空地区地区計画、北陽高校前地区地区計画、平和地区地区計画

位置 千歳市清流1丁目の一部、清流2～5、7、8丁目、千歳市文京2丁目の一部、千歳市北陽1丁目の一部、あずさ2、3丁目、千歳市美々の一部、千歳市幸福2～4丁目、千歳市柏台南1、2丁目、千歳市勇舞1～8丁目、千歳市長都駅前4丁目の一部、5丁目、みどり台北1～5丁目、みどり台南1～4丁目、千歳市泉沢1007-95、1007-260、千歳市北陽5～8丁目、千歳市平和の一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 縦覧場所

千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画地区計画の変更（千歳市決定）

都市計画オフィス・アルカディア地区地区計画を次のように変更する。

1. 地区計画の方針

名 称	オフィス・アルカディア地区地区計画	
位 置	千歳市柏台南1、2丁目	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約39.9ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、「千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画」において位置づけられている国際的な産業交流拠点の形成に向けて、空港活用型産業等の集積・促進を図る産業業務基盤施設の一環として開発が進められている地区である。</p> <p>また、本地区では、国際空港都市（エアロポリス）の建設に向けた北の国際ビジネス拠点形成の一翼として、恵まれた交通立地条件と自然環境の優位性を活かし、産業業務施設の集積を図り道央複合都市圏におけるハイクオリティ・ビジネスゾーンの創出を目指している。</p> <p>このため、本地区計画を定めることにより、千歳オフィス・アルカディアの開発理念である「北の理想郷をリードするビジネス・フロンティア・パークの創出」に基づいた土地利用及び建築物の整備を適正に誘導し、用途の混在による業務地環境の悪化を防止し、周辺環境と調和のとれた良好な市街地を形成・保持することを目的とする。</p>	
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用の方針	当該開発による土地利用計画を基本としつつ、良好な業務地環境の創出と保全を図るために、産業業務施設地区を配置し、主に商業流通分野や製造業分野の営業・サービス部門の立地及び産業支援サービス業等の業務施設、利便施設、研究開発施設等が立地できる地区とする。
	地区施設の整備の方針	地区内の区画道路及び緑地については、当該開発事業により整備されることから、その機能の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、良好な業務地環境を創出し保持するため、建築物等について次の事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の用途の制限 2 建築物等の形態及び意匠の制限 3 垣又はさくの構造の制限
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	緑豊かな産業業務施設地区の形成を図るため、土地利用の方針に基づく既存樹林の保全や敷地内への植樹等による緑化を積極的に進める。

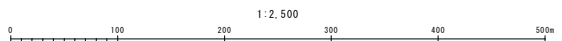
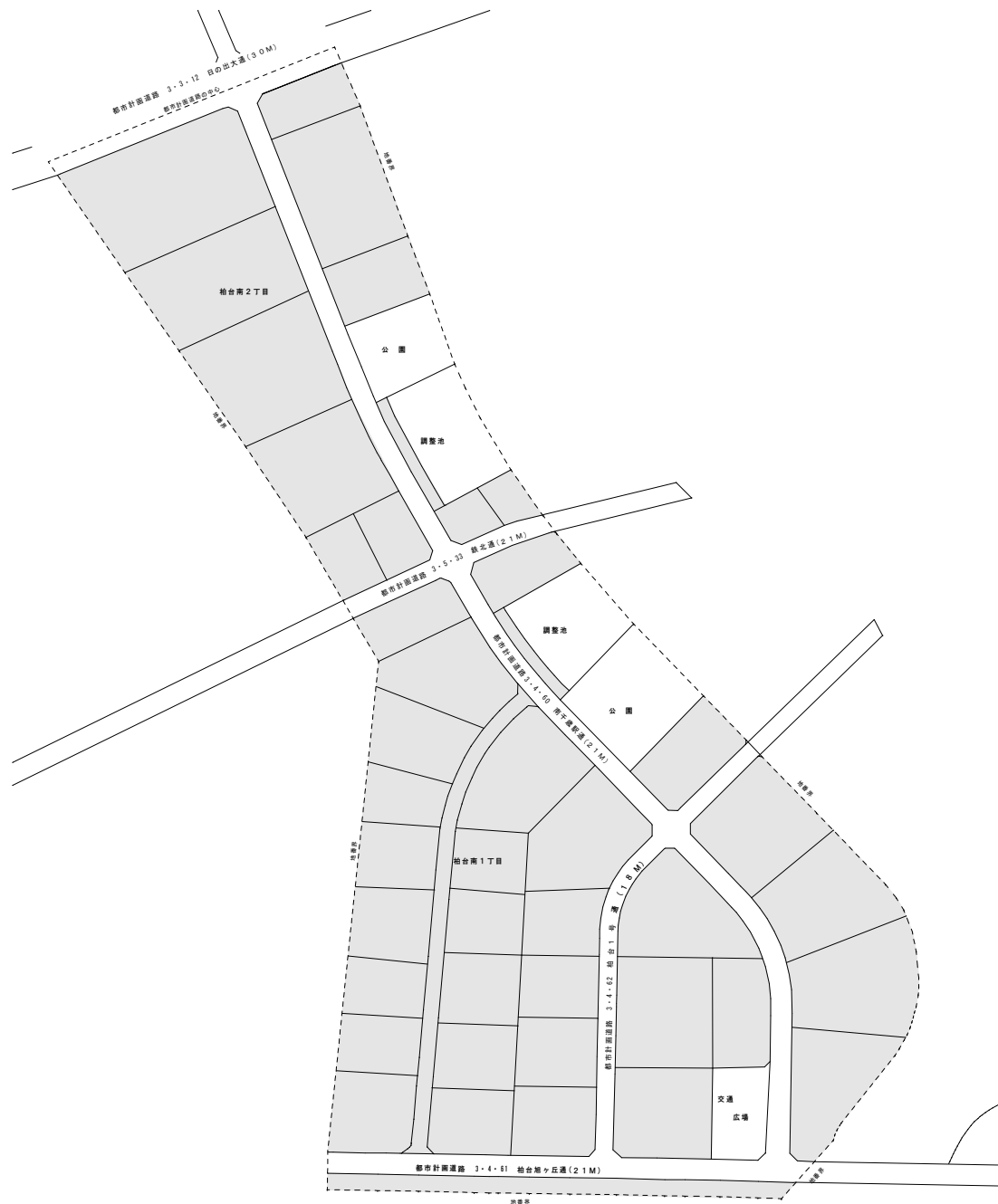
2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称	オフィス・アルカディア地区
	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積	31.4ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 学校（大学、専修学校、各種学校を除く。） 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 5 ナイトクラブその他これに類するもの 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 自動車教習所 8 畜舎 9 病院 10 建築基準法別表第二（り）項第3号及び第4号に掲げるもの
	建築物等の形態及び意匠の制限	建築物の屋根、外壁、その他戸外から望視される部分及び独立して築造設置する屋外広告物は、刺激的な色彩又は装飾を避け、美観・風致を損なわないものとする。
垣又はさくの構造の制限	垣又はさくの構造は、生垣、フェンス又は鉄柵等透視可能なものとし、コンクリートブロック及びこれに類するものは設置してはならない。	
備考	用語の定義及び面積等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理由

オフィス・アルカディア地区において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、障害者自立支援法の改正又は制定による建築基準法及び学校教育法の改正に伴い、「建築物等の用途の制限」について所要の規定の整理を行うため地区計画の変更を行うものである。

オフィスアルカディア地区 地区計画図



凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域